

<障がい者差別解消について>

【調査の目的】

福岡県では、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、平成29年10月に「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」(以下「障がい者差別解消条例」といいます。)を施行しました。

この条例では、全ての人に対し、障がいを理由とする差別の解消と、障がいのある人への合理的配慮の提供(※1)を誠実にを行うことを求めており、その実現のための取組を行っています。これらの周知状況等について県民の皆様のご意見をお聞かせいただき、今後、取組を推進する上での参考としたいと思います。

【活用状況】

- ・福岡県障がい者差別解消推進条例の内容を広く県民に周知するための参考資料として活用。
- ・効果的な広報啓発を行うための参考資料として活用。

(福祉労働部障がい福祉課)

※1 合理的配慮の提供とは

障がいのある人から現に社会的障壁(※2)の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、障がいのない人と同等の機会及び待遇が確保され、又は同等の権利を行使できるよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態その他個々の具体的場面及び状況に応じて行う必要かつ適切な現状の変更又は調整。(過度な負担を生じるものを除く)

※2 社会的障壁

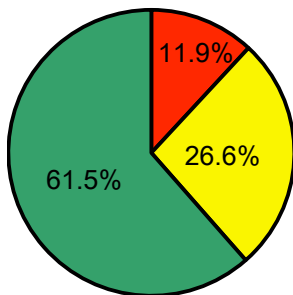
日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、偏見その他一切のもの。

回答者数→ 353

問1 あなたは、障がい者差別解消条例が制定されていることを知っていますか。
次の中から【1つだけ】選んでください。

(回答者数353人 選択は1つのみ)

1 条例があることも、その内容も知っていた。	11.9%	(42人)
2 条例があることは知っていたが、内容はよく知らない。	26.6%	(94人)
3 条例があることも、その内容も知らなかった。	61.5%	(217人)



- 1 条例があることも、その内容も知っていた。
- 2 条例があることは知っていたが、内容はよく知らない。
- 3 条例があることも、その内容も知らなかった。

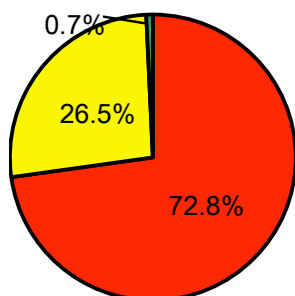
(問1で「1」又は「2」を選択された方にお尋ねします。)

問1-2 あなたは、障がいのある人への不当な差別的取扱いの禁止、合理的の配慮の提供について知っていますか。

次の中から【1つだけ】選んでください。

(問1で1もしくは2と回答した人のみ回答 回答者数136人 選択は1つのみ)

1 知っていた	72.8%	(99人)
2 知らなかった	26.5%	(36人)
3 無回答	0.7%	(1人)

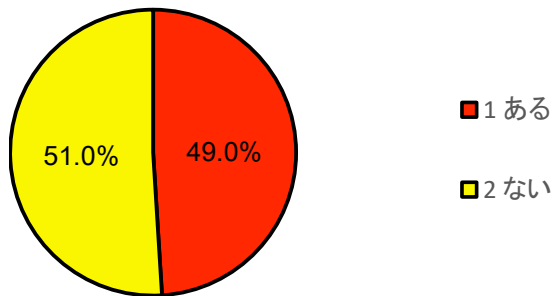


- 1 知っていた
- 2 知らなかった
- 3 無回答

問2 あなたは、過去1年間で障がいのある人を手助けしたことがありますか。
次の中から【1つだけ】選んでください。

(回答者数353人 選択は1つのみ)

1 ある	49.0%	(173人)
2 ない	51.0%	(180人)



(問2で「2」を選択された方にお尋ねします。)

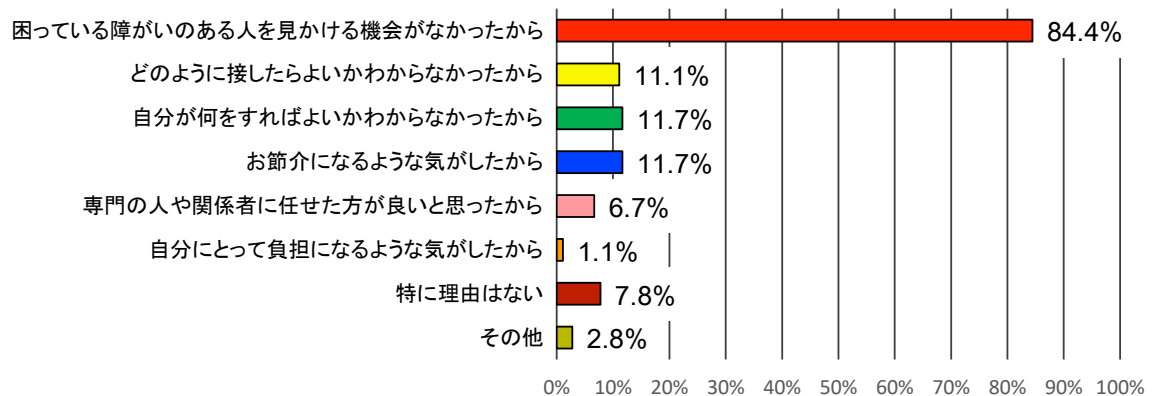
問2-2 障がいのある人を手助けしたことが無かった理由を全て選択してください。

【複数回答可】

(問2で2と回答した人のみ回答 回答者数180人 回答件数247件 複数回答可)

1 困っている障がいのある人を見かける機会がなかったから	84.4%	(152人)
2 どのように接したらよいかわからなかったから	11.1%	(20人)
3 自分が何をすればよいかわからなかったから	11.7%	(21人)
4 お節介になるような気がしたから	11.7%	(21人)
5 専門の人や関係者に任せの方が良いと思ったから	6.7%	(12人)
6 自分にとって負担になるような気がしたから	1.1%	(2人)
7 特に理由はない	7.8%	(14人)
8 その他	2.8%	(5人)

※回答者180人に対する割合



問2-3 問2-2で「8」を選んだ場合は、その内容を具体的に入力してください。

〔その他(抜粋)〕

- ・もしかしたら手助けをしたことがあったかもしれないが、障がいのある人を手助けしたという特別な意識がなく、障がいの有無にかかわらず困ってる人のお手伝いをするのは普通のことだから。
- ・過去に、手助けしようと思いましたが、結構ですと言われた事もある。
- ・私自身が精神・発達障がい者です。障がい福祉サービス(就労移行・就労継続支援A型)などのサービスを受けている。そのためか、自分が「障がいのある人を手助けする」という発想がなかった。無理のない範囲で手助けすることも取り組もうと思う。

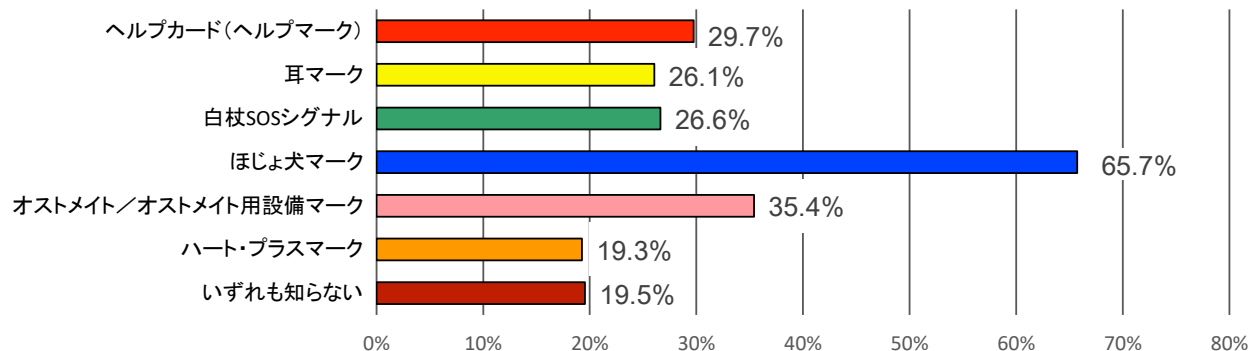
問3 あなたは、次のマーク等を知っていますか。知っているものを全て選んでください。

【複数回答可】

(回答者数353人 回答件数785件 複数回答可)

1 ヘルプカード(ヘルプマーク)	29.7%	(105人)
2 耳マーク	26.1%	(92人)
3 白杖SOSシグナル	26.6%	(94人)
4 ほじょ犬マーク	65.7%	(232人)
5 オストメイト/オストメイト用設備マーク	35.4%	(125人)
6 ハート・プラスマーク	19.3%	(68人)
7 いずれも知らない	19.5%	(69人)

※ 回答者数353人に対する割合



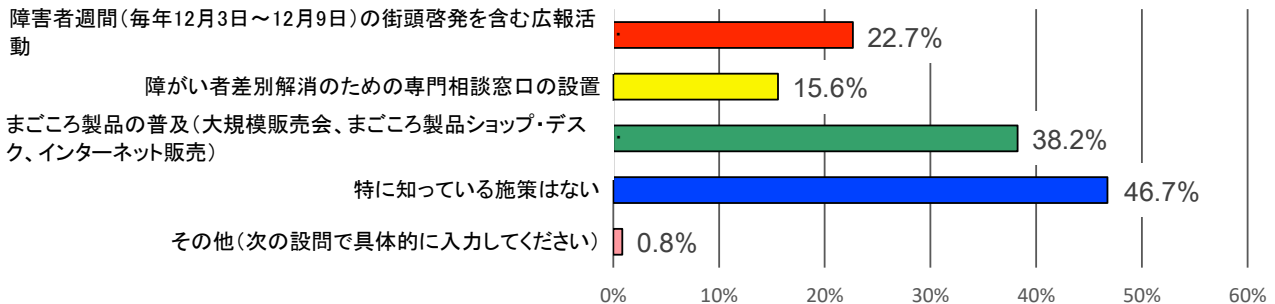
<p>1 ヘルプカード(ヘルプマーク) 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。</p>	 <p>(ヘルプカード) (ヘルプマーク)</p>
<p>2 耳マーク 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。</p>	
<p>3 白杖sOSシグナル 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p>	
<p>4 ほじょ犬マーク 公共の施設、交通機関、民間施設での補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の受け入れを義務付けている身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。</p>	
<p>5 オストメイト/オストメイト用設備マーク オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している人のことをいいます。このマークはオストメイトである事と、オストメイトの為の設備(オストメイト対応のトイレ)</p>	
<p>6 ハート・プラスマーク 「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能等)に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障がいのある人の中には、電車などの優先席に座りたい、障がい者用駐車スペース</p>	

問4 福岡県では、共生社会の実現に向けた様々な施策を実施しています。あなたが知っているものを全て選んでください。

【複数回答可】 (回答者数353人 回答件数438件 複数回答可)

1 障害者週間(毎年12月3日～12月9日)の街頭啓発を含む広報活動	22.7%	(80人)
2 障がい者差別解消のための専門相談窓口の設置	15.6%	(55人)
3 まごころ製品の普及(大規模販売会、まごころ製品ショップ・デスク、インターネット販売)	38.2%	(135人)
4 特に知っている施策はない	46.7%	(165人)
5 その他(次の設問で具体的に入力してください)	0.8%	(3人)

※ 回答者数353人に対する割合



問4-2 問4で「5」を選んだ場合は、その内容を具体的に入力してください。

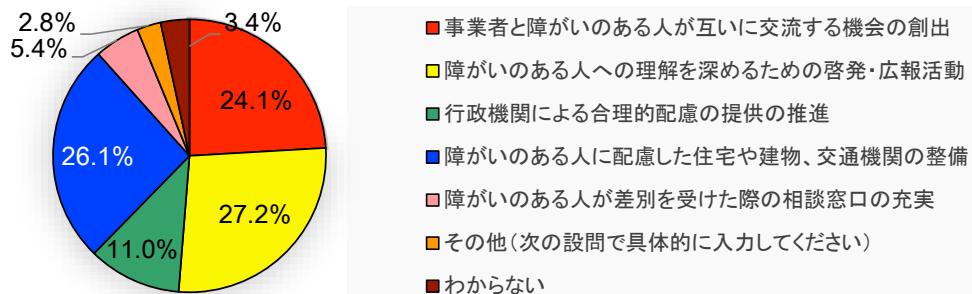
〔その他(抜粋)〕

障がいのある人が就業するための職業支援のセミナーや相談会等

問5 誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく共生できる社会の実現のためにどのような施策の充実が望まれると思いますか。

(回答者数353人 選択は1つのみ)

1 事業者と障がいのある人が互いに交流する機会の創出	24.1%	(85人)
2 障がいのある人への理解を深めるための啓発・広報活動	27.2%	(96人)
3 行政機関による合理的配慮の提供の推進	11.0%	(39人)
4 障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備	26.1%	(92人)
5 障がいのある人が差別を受けた際の相談窓口の充実	5.4%	(19人)
6 その他(次の設問で具体的に入力してください)	2.8%	(10人)
7 わからない	3.4%	(12人)



問5-2 問5で「6」を選んだ場合は、その内容を具体的に入力してください。

〔その他(抜粋)〕

- 行政機関においても、精神・発達障がい者の雇用が出来るよう、精神・発達系の医療や就労移行事業者等と連携を図ること、発達障がい者用の手帳制度確立、手帳交付基準に満たない障がいのある人の雇用体制の確立

問6 障がい者差別解消について、これまでの設問以外に意見がありますか。

(回答者数353人 選択は1つのみ)

1 ある(次の設問で具体的に入力してください)	15.6%	(55人)
2 特にない	84.4%	(298人)

〔意見(抜粋)〕

【差別解消、合理的配慮】

- ・障がいのある人の気持ちになって接することが大事だと思う。
- ・障がいへの偏見をなくすような努力だとか、障がいのある人への誤解を少しずつ解くような政策が必要だと思う。
- ・障がいのある人達は障がいのない人に遠慮があると思う。個々の障がいのある人達はもっと遠慮せずに周囲の人からの助けが必要な場合、声を出して助けを求めて良いと思う。ほとんどの人が助けてくれる。
- ・お手伝いしたい気持ちはありますが、特に内部障がいの人など、何をお手伝いしたら良いのか情報が少ない。もう少し情報に触れる機会があればよい。
- ・実際に交流して、ただ見る、聞くではなくて、相手の立場をよく理解する気持ちで、接することから始めるべきだと思う。
- ・障がいのある人へのサポートは当然だが、受け入れる側へのサポートも必要。障がいのある方をすんなり受け入れることができる環境を作り、双方の仲介役を行政は担うべき。

【バリアフリー】

- ・障がいのある人が基準となったハード作り、ソフトの考え方が必要ではないかと考える。配慮は基準が障がいのない人のため、基準を障がいのある人にすることで、すべての人が不自由なく過ごせ、差別意識もなくなるのではないかと。

【雇用・労働】

- ・障がいのある人も正当な賃金で働ける職場づくりをもっとすすめてほしい。
- ・障がいがある人の社会進出(いろいろな場所での雇用)を促進するような取り組みを行うと、障がいのある人が身近な存在となり、差別解消につながると思う。

【当事者】

- ・障がいのある子を特別支援学校、支援学級に通わせているが、親御さんは皆さん少なからず差別を受けた経験がある方が殆どです。障がいのない人には何ともないような言動も身内には辛いことと感ずることもある。
- ・うちの子供たちのように、見た目では分からない発達障がいはなかなか周りから理解や受け入れをされにくいと感じる。
- ・学校での道徳の時間等を使って小さいうちから理解をしてもらう努力が必要なのではないかと思う。また、年配者の無理解もあるので、そちらも何かしら理解をってもらう策が必要だと感じる。
- ・仕事では成果を上げていますが持病の「難病」で評価が悪いことが残念です。このような人事評価制度を公平・公正にしてくれる社会が来るよう、切に願っています。
- ・福岡県民は、障がいのある人に対する理解や配慮が、なすすぎる。

「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」では、障がいのある人への不当な差別的取り扱いをなくし、相手の障がいの状況や意思、場面に応じて適切に対応する合理的配慮を行うことを全ての県民の皆さんにお願いしています。

県では、合理的配慮について解説したガイドブックを作成しました。県ホームページから、自由にダウンロードしてご利用いただけます。

▶ 詳しくは

合理的配慮の例

記入用のカウンターが車いす利用者にとって高い場合


記入用のカウンターは、立ったまま利用するものが多く、車いすでの利用が困難な場合があります。車いす利用者が自分で記入できるように、準備をしておくことが大切です。

配慮の例


環境面 **高さが低いカウンターの設置**
 カウンターの一部に低い部分(約80センチメートル)を作りましょう。

テーブルに案内する
 カウンターより低いテーブルに案内すると、車いすに乗ったままでも記入しやすくなります。


バインダーなどの補助用具の準備
 バインダーや膝に乗せる簡易記帳台を準備することで、車いすの人は膝の上で筆記ができることもあります。



障がいのある人への合理的配慮
ガイドブック



白杖SOSシグナル



白杖を頭上に掲げるこのポーズは、視覚障がいのある人が街中で迷ったり、不安や危険を感じたりしたときに、周りの人に助けを求めるときの合図です。このポーズを見たら、進んで声を掛け、手助けしてください。

問い合わせ:障がい福祉課 ☎092-643-3262 ファクス092-643-3304